

令和3年9月29日

町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

### 緊急事態宣言解除後の町立小・中学校の対応について

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

2学期開始後も、徹底した感染防止に努め、保護者の皆様の御協力を得ながら教育活動を継続することができました。ここに改めて、感謝申し上げます。

さて、埼玉県では、令和3年9月30日をもって、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、段階的な緩和措置を実施することとなりました。

つきましては、伊奈町では、下記のとおり引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、学校の教育活動を継続してまいります。

保護者の皆様には、何卒、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針について

引き続き、感染防止対策を徹底しながら教育活動を行います。

#### 2 基本的な感染防止対策の徹底

##### (1) 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底します。登校前に健康観察表に検温結果及び健康状態等を記入し、持たせてください。発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養をお願いします。同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えてください。

塾や習い事等での感染事例も多いことから、これらの施設において陽性者が確認された場合も、保健所による濃厚接触者等の確認がされるまでは登校を控えるようお願いいたします。

このように、各御家庭の御協力が不可欠ですので、どうぞよろしくをお願いします。

##### (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

手洗い及びマスクの正しい着用を徹底します。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。可能な限り、効果の高いマスクの着用をお願いします。

また、学校では、換気の徹底も行います。

- (3) 食事（給食）中の会話禁止の徹底  
給食中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行います。
- (4) 直行直帰の徹底  
登下校時においても、マスクを着用し、学校からの直行直帰を徹底するよう御指導ください。
- (5) 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応  
保健所による疫学的調査並びに拡大PCR検査等が通常通り行われるまでの間は、学校は、「伊奈町立小・中学校における臨時休業等の目安について」をもとに、学校医、教育委員会の助言を受けながら対応します。

### 3 学習活動の取扱いについて

以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、学校や地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、感染防止対策を徹底して行います。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取扱いします。

### 4 学校行事について

#### (1) 運動会、体育祭等について

実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫します。その際、学校や地域の感染状況等を踏まえ、保護者や地域住民の方の参加の可否については慎重に判断します。

#### (2) 音楽会、合唱コンクール等について

合唱や吹奏楽等において県内では集団感染の事例が見られることから、実施の可否

を慎重に判断します。

(3) 修学旅行等、泊を伴う校外行事について

目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断します。

5 部活動の対応について

部活動を実施する場合は以下のとおりとします。

(1) 10月1日（金）から15日（金）まで

- ・ 土日の活動は、登下校による生徒の接触機会の削減の観点から禁止とします。
- ・ 公式の大会やコンクール等に出場する場合は、大会の14日前から「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動ができるものとします。

(2) 10月16日（土）以降

- ・ 「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動とします。（土日いずれか1日も可とします。）
- ・ 各学校や地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等を適切に計画します。
- ・ 練習試合及び県外での活動は、慎重に判断します。

<参考>

	活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
10月1日から 10月15日まで	週4日以内 (平日のみ)	90分以内	禁止	禁止
10月16日以降	「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動		可	禁止

(3) 留意事項

ア コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動します。

イ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある場合は、活動に参加させないでください。

ウ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）の実施は、マスクの着用及び身体的距離を通常以上に確保する等、感染防止対策を徹底し、必要最小限とします。

エ 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底します。

オ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底します。

カ 水分補給での感染防止対策を徹底します。

キ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底します。

ク 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行いません。

ケ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心

して選択できる環境を整えます。(参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行いません。)

コ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクール等については、特に慎重に検討します。

## 6 ワクチン接種について

(1) 児童生徒に対するワクチン接種については、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をします。

(2) なお、ワクチン接種はあくまでも任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながることはないよう、指導等に留意します。

## 7 その他

- ・ 学校内での感染や感染拡大が起こらないように、徹底した感染防止に努めた上で、教育活動を継続してまいります。今後の状況によっては新たな対応を取っていく可能性があることを御承知おきください。

- ・ 新型コロナウイルスに関連して、感染等の有無やワクチン接種を受ける、または受けないことによる差別やいじめなどが起こらないようにするために、引き続き御理解、御指導をお願いします。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL : 7 2 1 - 2 1 1 1